

滋賀県水道水健康危機管理実施要綱

1 趣 旨

水道は、県民の日々の生活や経済活動に欠かすことのできないライフラインとして、その役割はより一層重要となっている。地震等の災害、水道水源の汚染、水道施設の事故による断水に伴う汚濁などの水質汚染事故が発生していることから、本要綱では県および水道事業者が、県内の水道水を原因とする健康被害の発生予防および拡大防止ならびに応急給水を緊急かつ適切に進めるため、必要な事項について定める。

2 定 義

(1) 水道事業者とは、次の者をいう。

- ア 水道法の規制が適用される水道事業を経営する者、水道用水供給事業を経営する者、専用水道設置者および簡易専用水道設置者
- イ 水道法の規制が適用されない飲料水供給施設設置者

(2) 水道水とは、水道事業者が供給する水をいう。

なお、飲用井戸等の水は含まれない。

(3) 水質汚染事故とは、次の場合をいう。

- ア 水道水源および水道原水の水質異常によって健康被害を生じる場合またはそのおそれのある場合
- イ 水道施設における水質汚染および不適切な浄水処理等に伴う水質異常によって健康被害を生じる場合またはそのおそれのある場合
- ウ 水道水が原因となりまたは水道水が原因と疑われる感染症、食中毒等が発生した場合
- エ 水道施設の事故による断水に伴い応急給水を必要とする場合

3 水質汚染事故の想定

(1) 水道事業者は、常に安全で安心な水の安定供給を行うため、水質汚染事故が発生した場合に迅速に対処できるよう、事故発生の可能性やその汚染源、影響規模、浄水処理による除去の可否等を想定し、それに応じた状況の判断方法、緊急措置を定めた対策マニュアルを策定する。

(2) 水道事業者は、あらかじめ臨時の水質検査の必要が生じた場合に対応できるよう、採水容器その他、緊急措置に必要な資機材を整備する。

4 早期発見・検知

(1) 水道事業者は、水質汚染事故の発生を未然に防止するため、日常の適切な維持管理を行うとともに、水質異常の早期発見・検知に努めるものとする。

(2) 水道事業者は、原水・浄水の定期的な水質検査のほかに、必要に応じて次に掲げる措置を講じて平常時の監視体制を整備する。

- ア 水源上流域および浄水場等の定期的なパトロールの実施
- イ 自動水質監視機器等の整備、バイオアッセイ(魚類の飼育等)の実施
- ウ 保健所や市町環境担当部局との情報交換・連携
- エ 「(仮称)水道水源水質連絡協議会」等水道水源の水質監視体制の整備

(3) 保健所長は、油流出事故その他水道水源が汚染されるおそれのある情報を入手した場合は、速やかに該当する水道事業者に連絡する。

5 状況判断・緊急措置

(1) 水道事業者は、水質汚染事故が発生した場合は、臨時の水質検査を実施するとともに、汚染物質、汚染規模、汚染源および事故の状況を的確に調査し、必要かつ適切な緊急措置を講ずるものとする。

- ア 影響緩和措置(オイルフェンス、粉末活性炭等)
- イ 浄水処理・塩素消毒の強化
- ウ 取水停止
- エ 配水系統の変更
- オ 給水停止
- カ 摂取制限を伴う給水継続

(2) 保健所長は、必要に応じて汚染物質等についての緊急水質検査を衛生科学センター所長に依頼する。

6 情報の収集・伝達

(1) 県生活衛生課長は、年度当初に水質汚染事故に係る「緊急時連絡網」を作成する。

(2) 水道事業者は、水質汚染事故が発生した場合は、直ちに所轄保健所長に別紙参考様式1により事故情報を通報する。

(3) 保健所長は、水道事業者から事故の通報を受けた場合は、直ちに県生活衛生課長に報告する。

また、迅速で正確な情報の収集を行うため現地調査を実施する。

(4) 県生活衛生課長は、保健所長から報告された情報について、健康被害の未然防止、拡大防止等の観点から対応が必要なものについては、直ちに健康医療福祉部内の健康危機管理調整会議に報告するとともに、近畿地方整備局に「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」に基づき連絡する。

また、必要に応じて現地調査を実施する。

(5) 水道事業者は、実施した調査の結果や講じた措置の内容、水質汚染事故に

係る情報を速やかに所轄保健所長に報告する。

- (6) 水道事業者が、滋賀県水道協会 Web サイトを通して所轄保健所長に水質汚染事故情報を通報した場合には、所轄保健所長から県生活衛生課長に同時報告されたものとみなす。

7 対策・改善等

(1) 応急給水

ア 水道事業者は、住民に必要な飲料水を確保するため、応急給水の応援が必要となった場合は、近隣の水道事業者に応援を要請する。

なお、応急給水が広範囲に及ぶ場合は、県生活衛生課長に応急給水の応援を要請することができる。

イ 県生活衛生課長は、水道事業者から要請を受け、必要と認めるときは、県内の水道事業者等に対して応援を要請する。

ウ 県生活衛生課長は、県内で大規模断水が発生し、県外の水道事業者に対して応急給水を要請する必要があると認めたときは、公益財団法人日本水道協会滋賀県支部と応援を調整する。

エ 応急給水の応援に要した経費については、当事者間で協議を行うものとする。

(2) 改善指導等

ア 保健所長は、水質汚染事故が発生した場合は、「滋賀県水道施設維持管理指導要領」に基づき、当該水道水に係る施設について調査を行い、当該施設の構造または管理を改善する必要があると認められたときはその旨を指導する。

イ 保健所長は、水道事業者に対して改善指導を行った場合は、その内容を速やかに県生活衛生課長に報告する。

ウ 水道事業者は、保健所長から改善指導を受けた場合は速やかに必要な措置を講ずる。

(3) 汚染源対策

ア 水道事業者は、汚染原因の究明に努めなければならない。

イ 県生活衛生課長および保健所長は、原因物質等に係る情報の的確な把握に努めるとともに、水道事業者が行う原因究明について指導・支援を行う。

(4) 二次感染等の防止

保健所長は、水質汚染事故の発生状況に応じて、水道事業者に対して必要な情報を提供するとともに、水源の変更、浄水管理の徹底、給水端末における残留塩素濃度の確保および従事者の健康管理の強化などの措置について指導し、水道水による二次感染等の防止に努める。

- (5) 保健所長は、水質汚染事故が発生した場合は、市町と協議の上、健康相談窓口を設置する。

(6) 水道技術支援チームの設置

ア 県健康医療福祉部長は、水道事業者への技術支援を行うため、別途要領で定める「滋賀県水道技術支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を設置する。

イ 支援チームは、水質汚染事故の発生に伴い、給水停止を行っている水道事業者から要請があった場合は、給水再開に向けての専門的な水道技術等について提言、助言を行う。

8 組織体制、訓練

(1) 水道事業者は、水質汚染事故が発生した場合の対策本部の設置など、初動体制、職員の配備体制を事前に策定しておくものとする。

(2) 水道事業者は、職員に対し平素から水質汚染事故に備えて、職務の遂行に必要な知識・技能等を習得させるために、研修等の教育訓練を実施する。

9 広報

(1) 水道事業者は、水質汚染事故が発生した場合は、被害拡大防止の観点から、必要に応じて次の措置を講ずる。

ア 被害が予測される住民等に対する飲用指導の広報

イ 事故状況や緊急措置などについての報道機関に対する速やかな公表

(2) 保健所長は、水質汚染事故による健康被害が発生した場合、必要に応じて健康被害への対応状況を公表するため、別紙参考様式2により県生活衛生課長に報告する。

(3) 県生活衛生課長は、9(2)の報告について、県広報課を通じて報道機関に公表する。

10 水道法に基づく措置

水道法に基づく措置は、国土交通大臣、環境大臣、滋賀県知事、市町長がそれぞれの所管している水道事業者に対して行う。

11 その他

本要綱に定めるもののほか、危機管理に関して必要な事項については、別に定める。

付 則 この要綱は平成14年12月 1日から施行する。

付 則 この改正は平成15年 4月 1日から施行する。

付 則 この改正は平成16年 1月16日から施行する。

付 則 この改正は平成16年 7月30日から施行する。

| | | | |
|-----|------------|-------|---------|
| 付 則 | この改正は平成17年 | 3月31日 | から施行する。 |
| 付 則 | この改正は平成19年 | 4月1日 | から施行する。 |
| 付 則 | この改正は平成23年 | 11月1日 | から施行する。 |
| 付 則 | この改正は平成24年 | 7月12日 | から施行する。 |
| 付 則 | この改正は平成25年 | 5月15日 | から施行する。 |
| 付 則 | この改正は平成26年 | 4月1日 | から施行する。 |
| 付 則 | この改正は令和元年 | 7月1日 | から施行する。 |
| 付 則 | この改正は令和3年 | 3月15日 | から施行する。 |
| 付 則 | この改正は令和6年 | 4月1日 | から施行する。 |